

秋桜高等学校 いじめ防止基本方針

1. 基本理念

秋桜高等学校（以下、「本校」という。）では、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）を踏まえ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めて、いじめ問題の克服に取り組むものとする。

いじめの加害行為はもちろん、はやし立てたり、傍観したりする行為に対しても、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で適切に対処する必要がある。

いじめを克服するためには、生徒の教育において、「対等で豊かな人間関係を築く」ことを念頭に、互いの違いを認め合い、他者の思いを共感的に受け止められる感性を身につけ、あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していくことが求められる。

いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、「一体となって真剣に取り組む」ことが重要である。

本校の全教職員は、いじめについての正しい認識を持ち、その防止及び適切な対処に努めるものとする。

2. いじめの定義と態様

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、その健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

法の規定によれば、『いじめ』とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義することができる。

しかし、いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあるため、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があり、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察等と連携した対応を取ることが必要である。

3. いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等の対策のために、次の組織を設置する。

(1) 名称

いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）

(2) 構成

校長、教頭、総務部長、生徒指導部長、教務部長、人権教育部長、カウンセリング部長、及び必要に応じてその他の各部所属の教職員

(3) 役割

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

4. いじめの防止

いじめを未然に防止するためには、生徒一人ひとりが違いを認め合い、互いを尊重することが何より求められる。

そのためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることを忘れてはならない。

他人の弱みを笑いものにしたたり暴力を肯定したりするような行為を許容せず、異質な他者を不当に差別することがない等、生徒の健全な成長に資するような姿勢が必要となる。

本校では、各教科の学習指導、特別活動、総合的な学習の時間、その他各行事の機会を活用して、信頼と協調に基づく人間関係の中で規律を守る力やコミュニケーション力を育む取り組みを行うものとする。

5. いじめの早期発見

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、いじめであると判断しにくい形で行われることがある。

学校・家庭・地域が生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが大事であると考えられる。

本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、また、生徒の変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応するために、学校・家庭・地域での協力体制を構築する。

6. いじめ防止等の対策計画

職員会議や研修会等を通じて、教職員間で共通理解を図る。

生徒一人ひとりとしっかり話し合い、各人の目標に応じた指導を行う。

学習活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導する。

各行事や特別活動を活用して、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進する。

定期的に生徒及び保護者との面談の機会を設け、学校生活について家庭との連絡を深める。

主に下記の機会を活用した各生徒とのコミュニケーションを通じて状況把握を図る。

- ・ 入学時・・・入学手続きから入学の前後に教育活動についての理解を促進する。
- ・ 前期懇談・・・生徒及び保護者との面談により学校生活について相談する。
- ・ 前期授業・・・豊かな人間教育の観点からの授業に取り組む。
- ・ 前期行事・・・他者を理解し心を通わせることを大切にする学校行事を運営する。
- ・ 後期懇談・・・生徒及び保護者との面談により学校生活について家庭との連絡を深める。
- ・ 後期授業・・・自己実現とともに他者理解を含む情操の発達に留意する。
- ・ 後期行事・・・仲間意識の充実と自身のあり方を見つめる。

学習活動以外（休憩時間、放課後等）においても、生徒との交流を大切にする。

時宜に応じて作文等による心の内情を発露する機会を設け、アンケート調査等を行う。

インターネット問題を含む課題についても取り組み、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

必要に応じて、専門機関との連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知を図る。

基本方針及び対策計画については、委員会において適宜見直し、実情に合わせて必要な修正を行う。

7. いじめへの対処

(1) 発見・通報・相談があった場合

いじめ（又はその可能性）が確認された場合は、当事者である生徒の安全確保を優先し、その上で、事実関係を確認する。

いじめの内容や程度にかかわらず、速やかに委員会に諮るものとする。

(2) 当事者である生徒への指導・支援

被害生徒対しては、孤立感・疎外感に陥ることのないよう支援する。

加害生徒に対しては、同様に支援するとともに、毅然とした姿勢で臨み、当該生徒が自らの行為の重大さを認識し、反省できるよう指導する。

保護者へのはたらきかけや、警察や福祉機関との連携による指導・支援も必要に応じて行う。

また、いわゆる「観衆」や「傍観者」の立場にあった生徒がいる場合には、当事者だけの問題ではなく、生徒一人ひとりの課題であることを認識させるようにする。

(3) 重大事態の場合

生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる必要がある。

そのために、より客観的な調査を行えるよう、関係機関（本校、学校法人本部、大阪府知事）において連携、協力するものとする。

（附則）この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。